

令和7年度茨城県高等学校定時制課程通信制課程修学生募集要項

茨城県教育委員会では、高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学する勤労青少年で、勉学の意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒を対象として、茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金（以下「修学奨励資金」という。）を貸与しています。

学校から茨城県教育委員会への申請期限 令和7年6月20日（金）（必着）

※申請は、学校を通して行ってください。

申請者から学校への書類提出期限は、各学校の指示に従ってください。

第1 募集概要

1 申請資格

次の（１）から（５）までの全てに該当する者であること。

- （１）卒業を目的として茨城県内高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学していること。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第3項に規定する広域の通信制の課程に在学する生徒については、茨城県内に住所を有すること。
- （２）経済的理由により著しく修学が困難な者であって、その者の年間所得（税込年間総収入をいう。以下同じ。）が279万円以下であること。ただし、その者が扶養・被扶養関係を有している場合の所得の制限額については次のとおりとする（詳細は5ページ「第3 家計基準について」を参照）。
 - ア 当該生徒が扶養親族を有している場合は、生徒の年間所得が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の1.92倍以下であること。
 - イ 当該生徒が扶養親族となっている場合は、生徒の年間収入額が103万円以下であって、その生徒を扶養している者の所得が、所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の1.92倍以下であること。
- （３）経常的収入を得る職業に就いていること。

※申請時点で令和7年度末までの継続的就業の見込みがある者
- （４）（独）日本学生支援機構の奨学金（貸与型）、茨城県高等学校等奨学資金又は茨城県育英奨学資金の貸与を受けていないこと（併願は可能）。

上記奨学金との採用が重複した際は、いずれか一つを選択すること。
- （５）通信制課程及び単位制課程（学年による教育課程の区分を設けない定時制課程をいう。以下同じ。）に在学する者にあつては、その者が在学する高等学校において定められた教育課程に従って4年以内で修了し、卒業までに至る学習計画を有すると認められる者で年間18単位（教育課程上当該年度において履修すべき単位数が17単位以下と定められている場合には、当該定められた単位）以上の単位数を履修していること。

なお、1年次においては、年間18単位以上の履修が見込まれること。

2 募集人数

28人

3 貸与月額 14,000円

4 貸与期間 通算48か月

この修学奨励資金は、**単年度の貸与**であり、今回の申請での貸与は、**令和7年4月分から令和8年3月分まで**です。

令和8年度以降も貸与を希望する場合には、毎年度、改めて申請が必要となります。

5 貸付利率 無利子

※ただし、返還すべき日までに返還しなかったときは、延滞金を支払わなければなりません。

6 貸与方法

下表のとおり、生徒本人名義の口座へ振込を行う予定ですが、変更を行う場合もありますので、御承知おきください。

	振込時期	振込金額
第1回	令和7年9月下旬	84,000円（令和7年4月分～令和7年9月分）
第2回	令和7年11月下旬	42,000円（令和7年10月分～令和7年12月分）
第3回	令和8年1月下旬	42,000円（令和8年1月分～令和8年3月分）

7 申請手続

貸与を希望する者は、「修学奨励資金貸与申請書」に必要事項を記入し、関係書類を添付の上、在学している学校に提出してください。

8 提出書類（詳細は、4ページ「第2 提出書類」を参照）

- (1) 修学奨励資金貸与申請書
- (2) 健康診断書
- (3) 修学生推薦調書
- (4) 学習の実績及び計画証明書
- (5) 所得状況調書 ※家族状況によって提出書類が異なるので注意。
- (6) 所得に関する証明書
- (7) 所得見込証明書（令和7年度分）
- (8) 継続的勤務に関する証明書
- (9) その他茨城県教育委員会が必要と認めた書類

9 茨城県教育委員会への申請期限

令和7年6月20日（金）（必着）（学校から茨城県教育委員会への書類提出期限）

※申請者から学校への書類提出期限は、各学校の指示に従ってください。

10 貸与の決定等

茨城県奨学生等選考委員会の審査を経て採否を決定し、在学している学校を通じて、本人に通知します。（8月頃通知予定）

採用されたときは、下記のとおり連帯保証人を要しますので、あらかじめ考慮しておいてください。

ア 連帯保証人は2人立てること。

イ 連帯保証人は各々独立の生計を営む成年者とし、修学生と連帯して債務を負担できること。

ウ 連帯保証人のうち1人は茨城県内に居住していること。

※昨年度までにこの修学奨励資金の貸与を受けたことがある場合は、原則として同じ方としてください。

11 返還免除

次のいずれかに該当したときには、修学奨励資金の返還債務の全部又は一部が免除されます。

- (1) 修学奨励金の貸与を受けていた者が高等学校の定時制課程又は通信制課程を卒業したとき。
- (2) その他、修学生が高等学校卒業程度認定試験に合格したときなど、卒業と同等の事由があるものと認められるとき。
- (3) 修学生の死亡、又は心身障害により返還ができないとき（心身障害については、障害の程度により、返還未済額の全部又は4分の3に相当する額）。

12 貸与打ち切り

次のいずれかに該当したときは、その翌月から貸与が打ち切りとなります。

ア 「1 申請資格」（1 ページ）に掲げる申請資格の要件を欠いたとき。

イ 修学奨励資金の貸与を辞退したとき。

ウ 死亡又は退学したとき。

エ その他、修学奨励資金の貸与の目的を達成できないと認められるとき。

※上記事由により修学奨励資金の貸与が打ち切りとなったときは、「修学奨励資金借用証書」及び「修学奨励資金返還明細書」を速やかに提出しなければなりません。

13 貸与停止

次のいずれかに該当したときは、下記事由の期間は貸与が停止となります。

ア 高等学校の定時制課程に在学する者が、進級できなかったため同一学年を重ねて履修するとき（前年度に修学奨励資金の貸与を受けなかった場合を除く。）。

イ 高等学校の通信制課程及び単位制課程に在学する者が、単位数の修得状況等により卒業の見込みがないと認められるとき。

14 返還債務

修学奨励資金は貸与ですので、返還免除に該当しない限り、必ず返還しなければなりません。

- (1) 返還開始時期 貸与期間満了又は貸与打ち切りの翌日から6月経過後
- (2) 返 還 期 間 貸与期間と同じ
- (3) 返 還 方 法 月賦又は半年賦

15 返還猶予

次のいずれかに該当するときは、本人の申請により返還を猶予することがあります。

- (1) 高等学校の全日制課程、高等専門学校又は大学に在学しているとき。
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由が認められるとき。

16 問合せ先

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当

電話 029-301-6045 / 029-301-5245

第2 提出書類

留意事項

- ・以下の添付書類がない場合や、提出書類に不備がある場合には、判定材料を欠くものとして不採用又は不利になることがあります。
- ・添付書類がA4判以外の場合（源泉徴収票の写しなど）は、A4判の用紙に貼り付けて提出してください。

	提出書類	備 考	書類番号
1	修学奨励資金貸与申請書	生徒が作成	①
2	健康診断書	生徒が医療機関などに作成を依頼 〔ただし、学校保健法施行規則（昭和33年文部令第18号）に定められた生徒健康診断票の写しでも可〕	
3	修学生推薦調書	学校が作成	②
4	学習の実績及び計画証明書	学校が作成 通信制課程及び単位制課程のみ作成	③
5	所得状況調書（④又は⑤）	生徒が作成 生徒が世帯主の場合 「1 申請資格」の(2)又は(2)ア該当	④
		生徒が被扶養者の場合 「1 申請資格」の(2)イ該当	⑤
6	所得に関する証明書 ※下記参照	生徒が必要書類を用意	
7	所得見込証明書（令和7年度分）	生徒が勤務先に作成を依頼	⑥
8	継続的勤務に関する証明書		⑦
9	その他茨城県教育委員会が必要と認めた書類	学習状況及び家計状況などを確認するため、書類の提出を求めることがあります	

※ 所得に関する証明書

ア 給与収入の場合 「令和6年分源泉徴収票」の写し

イ 自営業など給与収入以外の収入の場合 「令和6年分の所得税の確定申告書」の第1表及び第2表の写し

ウ 上記ア、イの書類を紛失してしまった場合 市町村発行の令和6年分「課税証明書」

エ 前年の中途又は当年新たに就職・転職・退職（開業・転業を含む）している場合

○給与収入の者 最新の給与明細書など月額の収入の分かるもの及び新規勤務先作成の年間収入見込算出表（申請時現在の月収及び賞与等を考慮の上、年収を推算して作成）

○給与収入以外の者 収入から必要経費を控除して所得を推算したもの（任意様式）

- ・上表の書類（①～⑦）の様式は、茨城県教育委員会ホームページに掲載しています。

※「茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金」で検索

第3 家計基準について

家計基準は、1 ページ「1 申請資格」（2）のとおりですが、基準への適合の有無の判定方法は、以下のとおりです。

なお、申請者数が募集人数（28人）を上回る場合は、基準に適合する収入であっても採用されないことがあります。

1 扶養親族の認定

所得税法上の控除対象扶養親族を、提出書類（源泉徴収票等）により確認します。

2 収入額の算定

申請者は、次により扶養者、被扶養者全員の収入を修学奨励資金貸与申請書（書類番号①）及び所得状況調書（書類番号④又は⑤）に記入してください。

各学校は、記入内容を確認願います。

（1）給与収入の場合

源泉徴収票の支払金額（市町村発行の所得証明書及び確定申告書の場合は、給与収入金額）を収入額とします。

〔給与収入の範囲〕

- ・ 給料・賃金（賞与を含む）
※退職手当については、一時所得とみなし、給与収入の範囲には入りません。
- ・ 専従者給与（白色申告を含む）
- ・ 年金
- ・ 傷病手当金・失業給付金・生活保護法による扶助費

（2）自営業などの事業収入の場合

確定申告書の収入金額から必要経費を差し引いた金額（市町村発行の所得証明書の場合は、所得金額）を収入額とします。

3 家計基準への適合の判定

収入が、収入基準額以下の場合に、家計基準に適合するものと判定します。

「給与収入」と「事業収入」では収入基準額が異なりますので、御注意ください。

（1）給与収入の場合

ア 申請者が扶養・被扶養関係を有していない場合

申請者本人の年間収入額 ≤ 収入基準額（279万円）

イ 申請者が扶養親族を有している場合

申請者本人の年間収入額 ≤ 収入基準額（非課税年間収入額^{※1}の1.92倍の額）

ウ 申請者が扶養親族となっている場合

申請者を扶養している者の年間収入額 ≤ 収入基準額（非課税年間収入額^{※1}の1.92倍の額）

※1 非課税年間収入額：所得税法に基づく課税対象とならない年間所得額の最高額

（所得税法に基づく諸控除額^{※2}の合計に999円を加算した額以下で、国税庁「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」における最も近い給与所得控除後の給与等の金額に相当する給与収入額）

※2 諸 控 除 額：所得税法に基づく諸控除（小規模企業共済等掛金控除、扶養控除、生命保険控除社会保険控除等）の額

(2) 自営業など事業収入の場合

ア 申請者が扶養・被扶養関係を有していない場合

申請者本人の年間所得額 ≤ 収入基準額 (279万円)

イ 申請者が扶養親族を有している場合

申請者本人の年間所得額 ≤ 収入基準額

(諸控除額^{※2}の合計に999円を加算した額の1.92倍の額)

ウ 申請者が扶養親族となっている場合

申請者を扶養している者の年間所得額 ≤ 収入基準額

(諸控除額^{※2}の合計に999円を加算した額の1.92倍の額)

4 基準に適合する収入の目安 (一例として示すものであり、実際の額とは異なります。)

(1) 給与収入

給与所得者	父	父	母	本人
被扶養者	母 本人(16才) 弟(中学生) 妹(小学生)	母 本人(16才)	本人(16才)	妻 子
扶養控除等 (基礎控除含む)	1,240,000	1,240,000	1,210,000	860,000
生命保険控除	50,000	50,000	50,000	50,000
社会保険控除	200,000	100,000	100,000	100,000
非課税年間収入額(上記の控除額の合計に999円を加算した額をもとに、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表により算出)	2,248,000	2,104,000	2,060,000	1,619,000
収入基準額 (上記の非課税年間収入額の1.92倍)	4,316,160	4,039,680	3,955,200	3,108,480

(2) 事業収入

事業所得者	父	父	母	本人
被扶養者	母 本人(16才) 弟(中学生) 妹(小学生)	母 本人(16才)	本人(16才)	妻 子
小規模企業共済等掛金控除	400,000	400,000	400,000	400,000
扶養控除等 (基礎控除含む)	1,240,000	1,240,000	1,210,000	860,000
生命保険控除	50,000	50,000	50,000	50,000
社会保険控除	200,000	100,000	100,000	100,000
収入基準額 (上記の控除額の合計に999円を加算し1.92倍)	3,630,718	3,438,718	3,381,118	2,709,118